

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（「会社」という。）に雇用され、溶鋳炉設備オペレーターとして就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、溶鋳炉内の残スラブを除去する作業を同僚と二人で行っていたところ、同僚の持っていた治具が請求人の首に当たり負傷した。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「頸部打撲、頭部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同月〇日、D整形外科に転医し「頭部外傷、頸部挫傷」と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続した。

請求人は、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したものと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したとして、平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度上の治ゆ（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書理由に記載されているとおりである。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日：CT（頰椎）異常所見なし、平成〇年〇月〇日：MRI（頰椎）前日と著変なし、異常所見なし」旨述べており、さらに、「当初の受傷原因により症状が慢性化していると思われる。」と述べている。

(3) また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日の災害にかかる外傷性頰部症候群の症状固定日は、平成〇年〇月〇日であったものと考える。」と述べ、さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「後頰部の右側の挫傷による症状であり、症状が軽快し安定した、受傷から約〇年経過時点である、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆと考えてよいと思われる。」と述べている。

(4) 当審査会においては、請求人の傷病の状態と治ゆに係る上記医師らの所見に照らして、請求人の本件傷病は、遅くとも平成〇年〇月〇日には治ゆ（症状固定）の状態に至っていたものと判断する。

なお、請求人は平成〇年〇月〇日をもって、本件傷病が治ゆしたと主張するが、医学的な根拠を欠き、採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治

ゆ（症状固定）したと認められ、監督署長が請求人に対してした平成○年○月○日以降の期間に係る療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。